



お知らせ

自動車臨時運行許可制度

市民税課

☎229-3129 ☎229-3331

車検の有効期限が切れた自動車や未登録の自動車を新規登録や検査、継続検査のため運輸支局などへ回送する場合などに限り、特例的に運行を許可する制度です。

運行許可期間 5日以内で必要と認められる最小日数 ※運行期間終了後5日以内に、許可証と許可番号標を受け取った窓口に戻却してください。

申請に必要なもの

- 車検証または車台番号・車名・車体の形状が確認できる車検証に準ずる書類の原本 ※やむを得ず原本の提示ができない場合は車検証などの写しと車台番号の拓本(写し可)
- 自動車損害賠償責任保険(共済)証明書の原本 ※運行期間に有効なもの
- 申請者の印鑑
- 運転免許証など本人を確認できるもの
- 手数料750円

申請方法 運行開始日の当日または前日(閉庁日の場合は直前の開庁日)に、市民税課または同課久居分室、各総合支所市民福祉課へ



固定資産(償却資産)の申告

資産税課

☎229-3132 ☎229-3331

事業を営んでいる人は、1月1日時点で所有している事業の用に供することができる償却資産について、1月31日(木)まで

に申告をしてください。

提出方法 資産税課または同課久居分室、各総合支所市民福祉課へ直接持参するか、郵送で資産税課(〒514-8611 住所不要)へ ※eLTAX(エルタックス)でも提出できます。また、申告用紙が必要な場合はご連絡ください。

家屋改修に対する固定資産税の減額

資産税課

☎229-3132 ☎229-3331

一定の要件を満たす家屋の改修工事(耐震改修工事・バリアフリー改修工事・省エネ改修工事)を行った場合、工事が完了した年の翌年度から一定期間、その家屋の固定資産税が減額されます。いずれの工事も完了から3カ月以内に申告が必要です。詳しくはお問い合わせください。

市民税・県民税の納付

収税課

☎229-3135 ☎229-3331

第4期の納期限は1月31日(木)です。忘れずに最寄りの金融機関または郵便局、コンビニから納めてください。

口座振替を利用すると、納める手間や納め忘れがなく便利です。今手続きすると、来年度から口座振替になります。

津市文化振興基金助成制度

文化振興課

☎229-3250 ☎229-3344

津市の文化の振興に寄与し、広く市民を対象とする事業に対し助成を行います。

助成対象 4月1日～来年3月31日に津市内で実施・完了する次の事業

- 芸術の鑑賞など文化に触れ合う機会の提供
- 文化活動の発表
- 郷土・歴史の研究、文化情報

誌などの出版物の発行

- 地域の文化を生かした交流・まちづくり
 - 歴史・文化の保存、活用
 - 津市が特に文化振興に意義があると認める研究・活動
- ※審査後、4月1日以降に助成金の交付決定を行います。詳しくは応募要領を参照

助成額 交付決定日以降に支出した事業実施に要する対象経費(交付決定日前の支出経費は対象外)の3分の1以内で、上限は20万円(希望額を満たさない場合があります)

対象 市内に在住・在勤・在学の人、または市内に主たる活動拠点を有する団体

申し込み 文化振興課または各総合支所地域振興課にある申請書に必要書類を添えて提出 ※申請書などは津市ホームページからもダウンロードできます。

申込期間 2月1日(金)～3月1日(金)

赤ちゃん訪問

中央保健センター

☎229-3164 ☎229-3287

生後4カ月ごろまでの赤ちゃんのいる家庭を保健師・助産師・母子保健推進員が訪問し、育児やお母さん自身の相談に応じます。

また、出生後4カ月までに転入した赤ちゃんのいる家庭も訪問することができますので、最寄りの保健センターにご連絡ください。 ※訪問担当者は必ず身分証明書を持参しています。

